

中国による防空識別圏の設定の即時撤回を求める決議（案）

去る11月23日、中国政府は「東シナ海防空識別区」を設定し、当該区域を飛行する航空機に対して中国国防部の定める規則を適用するとともに、これに従わない場合には中国軍による防御的緊急措置をとる旨発表した。

今回発表された措置は、東シナ海周辺における現状を一方的に変更し、現場海空域において不測の事態を招きかねない極めて危険なものである。

また、国際法上の一般原則である公海上空における飛行の自由の原則を不当に侵害するものであると同時に、アジア太平洋地域ひいては国際社会全体の平和と安定に対する重大な挑戦である。

東シナ海は多数の民間航空機の飛行経路で、民間航空の秩序及び安全への影響の観点からも大きな問題である。

さらに、中国政府が設定した防空識別区は、我が国固有の領土である尖閣諸島の領空を含むもので、断じて容認できない。

本県議会は、中国政府に対し、公海上空における飛行の自由を妨げるような今回の一切の措置について即時撤回するよう強く要求する。

併せて、政府に対しては、国際社会や国連などの国際機関と緊密に連携しつつ、我が国の主権と国民の生命・財産を守るため、必要な措置を講ずるよう強く訴える。

以上、決議する。

平成25年12月20日

静岡県議会